

診療材料等調達支援業務委託プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知医療センター診療材料等調達支援業務委託

(2) 事業の目的

本業務は、高知医療センターで使用する診療材料、医療消耗備品、医療用ガス、医薬品及び試験試薬（以下「診療材料等」という。）の調達業務の支援を行うとともに、材料費の削減及び調達事務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

別添「高知医療センター診療材料等調達支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年6月30日まで（3年間）

業務開始は令和5年7月1日からとする。

2 見積限度額（3年間総額）

22,572千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、別途定める「診療材料等調達支援業務委託プロポーザル審査委員会」に基づき、審査員を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーション内容を審査する審査委員会を開催する。審査会ではあらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施するのではなく、選定後には、高知県・高知市病院企業団（以下「企業団」という。）と候補者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きを行う。ただし、20日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて企業団と交渉を行うこととなる。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

(1) 高知県における「令和3年～5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者（又は契約締結時まで登録が予定されている者）であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5項に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

(5) 高知県内に事業所（本店、支店、営業所等）を置く者、又は契約締結（業務開始）までに事業所を開設することが確実であると認められる者であること。

(6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) (1)の競争入札参加資格を有しない者は、高知県知事が定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、次の指定場所へ提出すること。

高知県知事が定める申請書に関しては、高知県会計管理局のホームページを参照すること。

【高知県知事が定める申請書の提出先】

〒780-8570
 高知市丸ノ内1丁目2番20号
 高知県会計管理局 総務事務センター
 TEL 088-823-9788
 FAX 088-823-9266
 電子メール 180301@ken.pref.kochi.lg.jp
 ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/>

6 説明会 (Web 開催)

開催日時：令和5年2月27日(月) 午前10時から

開催方法：オンライン会議アプリ「Zoom」による

参加方法：令和5年2月24日(金) 午後5時までに、説明会参加申込書(別紙様式1)をFAX、電子メール又は持参で提出すること。(FAX及び電子メールの場合は、電話にて到達を確認すること。)

Zoom参加に必要な招待URLは令和5年2月27日(月) 午前9時までに参加者に連絡する。

なお、当日は募集要領(仕様書を含む。)及び様式を高知医療センターホームページより出力し、手元に用意しておくこと。

(提出先)「16 問い合わせ先」に同じ

なお、説明会への出欠が当該プロポーザルへの参加に影響することはない。

7 質疑と回答

質疑は、令和5年3月3日(金) 午後5時までに、別紙様式2によりFAX、電子メール又は持参で受け付ける。(FAX及び電子メールの場合は電話で到達を確認すること。) 質疑と回答の内容は、高知医療センターホームページに令和5年3月7日(火)までに掲載する。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(様式3)及び資格要件確認書(様式4)等の提出により申込を受け付ける。申込に当たっての提出書類を次表に示す。

様式番号	提出書類の名称	提出部数
1	参加申込書(様式3)	1部
2	参加資格要件確認書(添付書類を含む)(様式4)	1部
3	誓約書(様式5)	1部
4	個人情報保護に関する方針等(既存の印刷物の提出でも可)	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達記録に限る。)による。

② 提出期限
令和5年3月13日(月)午後5時必着

③ 提出先
14.「問い合わせ先」に同じ

(2) 複数の事業者による共同提案(JV)の場合の留意事項

- ① 幹事者を決め、「参加申込書(様式3)」は幹事者が提出すること。
- ② 全ての共同提案者について、「共同提案者一覧(様式3別紙)」に記入のうえ、「共同企業体協定書」(写し)と併せて提出すること。
- ③ 幹事者及び全ての共同提案者について、「誓約書(様式5)」、「法人等概要書(自由様式)」、「都道府県税の納税証明書」、「消費税及び地方消費税の納税証明書」を提出すること。
- ④ 「参加申込書(様式3)」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、提出期限までに、変更後の「参加申込書(様式3)」、「共同提案者一覧(様式3別紙)」及び「共同企業体協定書」(写し)を提出すること。
- ⑤ 共同企業体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

(3) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、資格要件の確認が完了したら、確認結果を速やかに申込者へ電子メールで通知する。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土日祝日を除く。)以内に、書面により、企業長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- ② 企業長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(土日祝日を除く。)以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「診療材料等調達支援業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「診療材料等調達支援業務委託プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、1週間以内にすべての参加者に文書で通知する。

なお、審査結果は高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

【高知県情報公開条例制度】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

12 日程(予定)

令和5年2月21日(火)	募集開始
令和5年2月24日(金)午後5時	説明会参加申込締切
令和5年2月27日(月)午前10時	説明会(WEB)
令和5年3月3日(金)午後5時	質疑提出書締切
令和5年3月13日(月)午後5時	参加申込及び資格要件確認書類提出締切

令和5年3月22日（水）午後5時	企画提案書の提出締切
令和5年3月29日（水）（予定）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和5年4月上旬（予定）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する。ただし、高知県・高知市病院企業団内及び審査委員会での使用に限る。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する。
なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので該当がある場合には、提出書類の該当部分をその具体的な理由を様式6により提出させる。
- (4) 契約者以外の参加者から提案された内容については、参加者の承諾なしに利用しない。

14 問い合わせ先

高知県・高知市病院企業団 事務局 業務課 大西、伊野
TEL：088-837-6735
FAX：088-837-6766
E-mail：gyoumu@khsc.or.jp

15 その他

- (1) 参加申込書（様式3）を提出した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県・高知市病院企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めない。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (4) 次のいずれかに該当した場合、提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が求められた場合
 - ウ プロポーザルの手続き過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。
 - エ 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
 - オ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しない場合
 - カ 企画提案書に記載された見積額が本要領に規定した見積限度額を上回った場合
 - キ その他、失格とすることが適当であると認められる事実が判明した場合